

2007年3月5日

全国知事会会長 麻生渡 様

(全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、  
全国市議会議長会、全国町村議会議長会、  
全国都道府県教育委員長協議会、全国都道府県教育長協議会)

図書館友の会全国連絡会  
他 団体

### 公立図書館の充実と改善を求める要望書

私たち「図書館友の会全国連絡会」は、公立図書館が地域の情報の拠点として発展することを願い、各地で活動している団体の全国連絡組織です。公立図書館の振興と発展のために下記のことを要望します。

きたる3月31日までに、末尾の図書館友の会全国連絡会事務局に文書でご回答くださいますようお願い致します。

#### 要望事項

- 1、「文字・活字文化振興法」第七条第1項に基づく公立図書館の設置、第2項に基づく司書の充実、図書館資料の充実、情報化の推進等に必要な施策を実施してください。
- 2、地方公共団体の財政危機が言われ、経費削減のために、職員や資料費の削減、さらには委託や指定管理者制度などが進行しています。公立図書館が地域社会の中で果たすべき教育的、文化的役割の重要性にかんがみ、人的体制(司書の採用・養成等)や物的条件の整備を早急に実施してください。
- 3、公立図書館の管理・運営を民間企業等にゆだねる「指定管理者制度」は、図書館の理念になじみません。同制度を公立図書館に適用しないようにしてください。

## 要望理由

「文字・活字文化振興法」(2005年7月施行)は、文字・活字文化が、人類が蓄積した知識・知恵の継承向上、人間性の涵養、民主主義の発達に不可欠なものとし、同法第五条は、国と連携を図りつつ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定実施することを、地方公共団体の責務としました。第七条1項は市町村に対して必要な数の図書館を設置すること、また、2項は国と地方公共団体に対して、司書の充実、資料の充実、情報化推進等を課しました。以上のことを法に基づき実施してください。

また、その施策の策定にあたっては、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示第132号)に、公立図書館の設置者が努力すべき都道府県立図書館及び市区町村立図書館の設置と運営上の基準が明示されていますので、参考とするよう要望します。

財政危機の中で、日本の公立図書館は、職員の削減、資料費の削減、さらに財政支出を削減するための委託や指定管理者制度の導入などによって危機的事態に直面しています。特に私たちが心配するのは、図書館の運営管理を民間企業に委ねる指定管理者制度です。公立図書館については、指定管理者制度導入の大きな効果とされている民間活力による住民へのサービス向上や経済効果はなく、むしろ資料の収集保存や住民サービスにおける継続性、公共性、安定性、専門性において問題が多いと考えるからです。

昨年(2006年)6月6日、衆議院決算行政監視委員会で、中馬国務大臣(行政改革担当・当時)が「図書館は地域社会、国の大きな財産・宝であり、公共がしっかり運営や監督する義務を担うべき施設」と答弁されましたのも、私たちと共通する思いからだろうと推測しています。

近代公共図書館は、1731年、アメリカで有料の会員制図書館として出発しました。ベンジャミン・フランクリンを中心にしたフィラデルフィア図書館会社です。1世紀を経て、すべての市民が公共図書館を利用するには、利用料をとらないこと、運営の財政基盤を安定させることが必要であるとして、自治体が税金によって管理・運営することを求める運動が起きました。これにより、1848年、マサチューセッツ州は世界で初めての図書館法を制定し、1854年、この法に基づく公立図書館がボストンに誕生しました。公立図書館のさきがけとして知られるボストン公立図書館です。

1994年に改訂された「ユネスコ公共図書館宣言」が、「公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない」(訳：長倉美恵子、日本図書館協会国際交流委員会)と述べているのも、草創期の公立図書館の理念が、今日の世界共通の公共図書館の理念となって生きているからです。

市場主義、自己責任論の強いアメリカにおいて、今に至るまでなお公立図書館の民営論が出てこないことこそ、歴史的にも図書館は民主主義の土台、地域コミュニティの中心施設という認識が常識となっている証といえましょう。また、行政改革、PFI手法が先進的に進められたイギリスにおいても、公立図書館の基幹業務の民営化は行われておりません。

日本の人口当たりの公立図書館数は G 7 各国平均の 1 / 3 程度と最低水準にあります。1 図書館あたりの資料費は毎年減り続け、ピーク時の 1993 年度 1617 万円が 2005 年度 1096 万円までに減っています。図書館法に基づいて司書として発令される者はごくわずかで、統計さえなく、その数は不明です。

かつてない勢いでグローバリゼーションが進む中、一人一人が、自己教育力、情報収集力、異文化理解力を持つことが求められます。しかし、それを醸成するために不可欠な図書館が現在のような状況であっては、将来に危惧を抱かざるを得ません。

隣国の韓国は、「図書館及び読書振興法」によって図書館の整備を急速に進めました。すでに IT 関連のサービスでは日本の数年先を進んでいると言われていています。多くの国々が図書館整備を進め、韓国と同じ道を歩んでいます。

私たち図書館友の会全国連絡会は、昨年(2006年)5月25日及び26日、本要望事項と同主旨の要望書を総務大臣及び文部科学大臣に提出し、両省担当部署に要請を行いました。同時に、活字文化議員連盟、衆議院文部科学委員会、参議院文教科学委員会の衆参両議院 200 名を超える議員の方々にも要請を行ってきました。

大きく立ち遅れた日本の公立図書館が、教育・文化・科学・技術の地域の情報拠点として、先進諸国に並ぶまでに発展することを願い、以上要望致します。

☆本要望書についての問合せ先

☆図書館友の会全国連絡会 事務局